

別表十六（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人の減価償却資産につき、旧定率法又は定率法により当該減価償却資産の償却限度額等の計算を行う場合に記載します。この場合において、措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受けるときは、特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を別紙に記載して添付します。

なお、この記載要領において、「圧縮記帳の適用を受ける場合」、「不足額調整割合」、「帳簿記載等差額」、「期末評価換え等」、「期中評価換え等」及び「評価換え等」とは、別表十六(一)の記載要領11(4)に定める「圧縮記帳の適用を受ける場合」及び「不足額調整割合」、同表の記載要領13に定める「帳簿記載等差額」並びに同表の記載要領14に定める「期末評価換え等」、「期中評価換え等」及び「評価換え等」をいいます。
- 2 「種類1」、「構造2」及び「細目3」の各欄は、減価償却資産の耐用年数省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造及び細目に従って記載します。
- 3 「事業の用に供した年月5」の欄は、当該事業年度中途において事業の用に供した年月を記載します。
- 4 当該事業年度以前の各事業年度において令第57条第1項《耐用年数の短縮》の承認を受けた減価償却資産（平成23年4月1日以後に開始する事業年度において平成23年6月改正令の施行の日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限ります。10において「短縮特例承認資産」といいます。）又は当該事業年度以前の各事業年度において平成23年12月改正令附則第3条第3項《減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置》の規定の適用を受けた減価償却資産については、その承認を受けた日の属する事業年度（10において「承認事業年度」といいます。）又は同項の規定の適用を受けた日の属する事業年度の別表十六（二）「9」の金額から同表「18」の金額を控除した金額を「差引取得価額9」の欄の上段に内書として記載します。この場合において、「償却保証額28」の欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「9」から控除して計算します。
- 5 当該事業年度において「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額37」の各欄に金額の記載がある減価償却資産につき圧縮記帳の適用を受ける場合には、当該減価償却資産の当該各欄の金額の基因となる措置法第52条の2第2項《特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例》に規定する特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度又は同条第5項に規定する適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の適格合併等の日（同項に規定する適格合併等の日をいいます。）の属する事業年度の別表十六（二）「36」の金額に不足額調整割合を乗じて計算した金額を当該各欄の上段に内書として記載します。この場合において、「償却額計算の基礎となる金額18」、「合計38」及び「翌期に繰り越すべき特別償却不足額46」の各欄の記載に当たっては、その内書きした金額を「17」及び「37」から控除して計算します。
- 6 「増加償却額22」及び「増加償却額32」の各欄の括弧の中には、令第60条《通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例》に規定する増加償却割合を記載します。
- 7 「(16)>(19)の場合」の各欄は、「償却額計算の基礎となる金額18」の金額が「差引取得価額×5%19」の金額を超える場合に記載します。この場合において、「計23」の欄は、「償却額計算の基礎となる金額18」の金額から「算出償却額21」の金額と「増加償却額22」の金額との合計額を控除した金額が「差引取得価額×5%19」の金額を超えるときは「又は(18)－(19)」を消し、その他のときは「(21)＋(22)」又は「を消します」。
- 8 「算出償却額24」の欄の記載については、次によりします。
 - (1) 分子の空欄には、当該事業年度の月数を記載します。

- (2) その金額が「償却額計算の基礎となる金額18」の金額から1円を控除した金額を超えることとなる場合には、その超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載します。
- 9 「改定取得価額29」の欄は、当該減価償却資産に係る前事業年度の別表十六(二)「29」欄に金額の記載がある場合には当該金額を記載し、同欄に金額の記載がない場合には「償却額計算の基礎となる金額18」の金額を記載します。
- 10 短縮特例承認資産について、承認事業年度の別表十六(二)「26」の金額が同表「9」の金額に同表「27」の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、「25」から「28」までの各欄には記載せず、「(26) < (28) の場合」の各欄に記載します。この場合において、当該各欄の記載に当たっては、次によります。
- (1) 「改定取得価額29」の欄は、当該承認事業年度の別表十六(二)「18」の金額から1円を控除した金額を記載します。
- (2) 「改定償却率30」の欄は、当該事業年度の月数を当該短縮特例承認資産の令第57条第1項に規定する未経過使用可能期間の月数で除した割合を記載します。
- 11 「計33」の欄は、その金額が「償却額計算の基礎となる金額18」の金額から1円を控除した金額を超えることとなる場合には、その超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載します。
- 12 「当期分の償却限度額」の各欄の記載については、次によります。
- (1) 「租税特別措置法適用条項35」の欄は、措置法又は震災特例法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合にその条項を記載し、同欄の括弧の中には、その特別償却又は割増償却の割合を記載します。なお、震災特例法による特別償却又は割増償却の規定の適用を受ける場合にあっては、同欄中「租税特別措置法」とあるのは、「震災特例法」として記載します。
- (2) 「特別償却限度額36」の欄の外書には、措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》の規定の適用を受ける場合にその金額を記載します。
- (3) 「特別償却限度額36」及び「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額37」の各欄は、当該各欄の合計額(5の規定により「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額37」の欄に内書きすることとなる金額がある場合には、当該金額を控除した金額)が「合計16」の金額から「計33」の金額及び1円を控除した金額を超えることとなる場合には、当該合計額からその超えることとなる部分の金額を控除した金額を当該各欄に記載する金額の合計額の限度として記載します。
- 13 令第63条第2項《減価償却に関する明細書の添付》の規定の適用を受ける場合の同項に規定する合計額を記載した書類又は第27条の14後段《期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式》の規定の適用を受ける場合の同条に規定する合計した金額を記載した書類には、「2」から「6」まで、「10」から「12」まで、「14」、「15」、「17」、「19」、「20」、「25」、「27」、「30」、「49」及び「50」の各欄の記載は要しません。
- 14 法第31条第5項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する減価償却資産に該当するものに帳簿記載等差額がある場合には、当該帳簿記載等差額を「前期から繰り越した償却超過額15」及び「前期からの繰越額42」の各欄の上段に外書として記載します。この場合において、「合計16」の欄の記載に当たっては「15」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算し、「43」から「45」までの各欄の記載に当たっては「42」の金額にはその外書きした金額を含むものとして計算します。
- 15 当該事業年度前の各事業年度において期末評価換え等が行われた減価償却資産又は当該事業年度以前の各事業年度において期中評価換え等が行われた減価償却資産についての記載は、次によります。
- (1) 評価換え等によりその帳簿価額が増額された金額を「取得価額又は製作価額7」の欄の上段に外書として記載します。この場合において、「差引取得

価額9」の欄の記載に当たっては、その外書きした金額を「7」に含めて計算します。

- (2) 令第48条第5項第3号ロ《減価償却資産の償却の方法》に規定する民事再生等評価換え若しくは同号ハに規定する非適格株式交換等時価評価又は同号ニに規定する通算時価評価若しくは令和2年6月改正令附則第11条第2項《減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置》に規定する連結時価評価によりその帳簿価額が減額された金額（当該減価償却資産について当該民事再生等評価換え若しくは非適格株式交換等時価評価が行われた事

業年度の直前の事業年度までにした償却の額又は当該通算時価評価若しくは連結時価評価が行われた事業年度までにした償却の額のうち、各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該損金の額に算入されなかった金額を控除した残額）を「差引帳簿記載金額13」の欄の上段に外書として記載します。この場合において、「合計16」の欄の記載に当たっては、「13」からその外書きした金額を控除して計算します。